

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改正案	現行
<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの</p> <p>イ 〓ホ （略）</p> <p>ハ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>ト 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲</p> <p>二 〓七 （略）</p> <p>（資産運用会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第二百四十四条の三 令第二百三十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）とする。</p>	<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの</p> <p>イ 〓ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲</p> <p>二 〓七 （略）</p> <p>（新設）</p>